

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○特定水産資源の採捕の停止の命令(2件)	(漁業管理課) (1・23掲示) 1
○救急病院の認定	(医療政策課) 1
○保安林の指定施業要件の変更予定	(治山林道課) 1
高知県公安委員会告示	
○銃砲刀剣類所持等取締法に基づき委嘱した猟銃安全指導委員の辞職の承認	1

告 示

高知県告示第26号の2

くろまぐろ(30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。)の漁船漁業(養殖用種苗を除く。以下同じ。)による採捕の数量が、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別(令和8年1月1日から同年3月31日まで)の数量を超えるおそれが著しく大きいため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和8年1月24日から同年3月31日までの間、くろまぐろの漁船漁業による採捕の停止を命ずる。

令和8年1月23日(掲示済)

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第26号の3

くろまぐろ(30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。)の定置漁業による採捕の数量が、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別(令和8年1月1日から同年3月31日まで)の数量を超えるおそれが著しく大きいため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和8年1月24日から同年3月31日までの間、くろまぐろの定置漁業による採捕の停止を命ずる。

令和8年1月23日(掲示済)

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第70号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和8年2月6日

医療機関の名称	所在地	高知県知事 濱田 省司 認定年月日	認定の有効 期限
高知県立あき総 合病院	安芸市宝永町3番33号	令8・2・1	令11・1・31
土佐市立土佐市 民病院	土佐市高岡町甲1867	令8・2・1	令11・1・31
須崎くろしお病 院	須崎市緑町4-30	令8・2・1	令11・1・31
佐川町立高北国 民健康保険病院	高岡郡佐川町甲1687	令8・2・1	令11・1・31
北島病院	高岡郡越知町越知甲1662	令8・2・1	令11・1・31
山崎外科・整形 外科病院	高岡郡越知町越知甲2107-1	令8・2・1	令11・1・31
梶原町立国民健 康保険梶原病院	高岡郡梶原町川西路2320-1	令8・2・1	令11・1・31

高知県告示第71号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

令和8年2月6日

高知県知事 濱田 省司

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
須崎市上分字檜生口丙2430の1から丙2430の3まで、丙2443
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第2号

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(平成21年高知県公安委員会規則第9号)第5条第4項の規定により、銃砲刀剣類所持

等取締法(昭和33年法律第6号)第28条の2第1項の規定に基づき委嘱した次の猟銃安全指導委員の辞職を承認する。

令和8年2月6日

高知県公安委員会委員長 前田 みか

氏名	活動区域
上池 英世	南国地区(高知県警察の設置及び定員に関する条例(昭和29年高知県条例第14号)別表に規定する高知県南国警察署の管轄区域をいう。)